

記

第一 改正法関係

一 予防接種法の改正

1 予防接種の実施に関する事項

(1) 新たな臨時の予防接種

イ 厚生労働大臣は、2類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとする。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種（以下「新たな臨時接種」という。）が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。 （第6条第3項関係）

ロ 国は、臨時の予防接種（新たな臨時接種を含む。以下同じ。）の円滑な実施を確保するため、ワクチンの供給等に関し必要な措置を講ずるものとする。 （第6条第4項関係）

(2) 予防接種の勧奨

市町村長又は都道府県知事は、1類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対し、当該予防接種を受けることを勧奨するものとする。また、当該対象者が16歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、当該予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。 （第7条の2関係）

(3) 被接種者等の責務

予防接種を受けるよう努める責務を、新たな臨時接種の対象者については課さないものとする。 （第8条関係）

2 費用負担に関する事項

(1) 費用の負担

イ 新たな臨時接種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の4分の1を都道府県が、2分の1を国がそれぞれ負担すること。 （第22条第2項関係）

ロ 新たな臨時接種により健康被害を受けた者に対する救済給付に要する費用は、市町村が支弁し、その費用の4分の1を都道府県が、2分の1を国がそれぞれ負担すること。 （第22条第2項関係）

(2) 実費の徴収

新たな臨時接種を行った市町村は、経済的理由により、その費用を負担することが困難な場合を除き、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定

めるところにより、実費を徴収することができるものとする。 (第 24 条関係)

3 事務の区分に関する事項

都道府県知事又は市町村長が処理することとされている新たな臨時接種の実施に係る事務は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の第 1 号法定受託事務とすること。 (第 25 条関係)

二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）の副作用救済給付に係る政令の規定を参酌して、給付の額、支給方法その他給付に関して必要な事項を政令で定める旨の規定を削除すること。 (第 5 条関係)

三 改正法の附則

新型インフルエンザ等感染症のうち臨時の予防接種の対象としたもの等については、予防接種法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 116 号）附則第 3 条のインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定する規定を適用しないこととする。 (改正法附則第 3 条関係)

第二 予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令関係

一 予防接種法施行令の一部改正

1 予防接種の実施に関する事項

(1) 新たな臨時接種の実施に関して、厚生労働大臣が都道府県知事を通じて市町村長に予防接種を行うよう指示することができるのは、次のいずれかに該当する場合とすること。

イ 法第 6 条第 3 項に規定する疾病が発生し、若しくは流行し、又はそのおそれがあるとき。

ロ 日本との交通が密接である地域でイの疾病が流行している場合において、そのウイルスが日本に侵入するおそれがあるとき。

ハ 災害その他によりイの疾病が流行するおそれが著しいとき。

(第 3 条の 2 関係)

(2) 市町村長は、新たな臨時接種の実施に関して、予防接種を行う医師及び予防接種の公告を行うものとする。 (第 4 条及び第 5 条関係)

2 医療費及び医療手当に関する事項

(1) 一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は二類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種を受けたことによる疾病について行う医療費の額について、以下の法律による給付との調整を新たに行うこととすること。

- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ・船員法（昭和 22 年法律第 100 号）
- ・国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）
- ・地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
- ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）

（第 10 条第 1 項及び第 19 条第 3 項関係）

（2）新たな臨時接種に係る医療手当の額（月額）は、以下の通りとすること。

- イ 通院 3 日未満 33,700 円
- ロ 通院 3 日以上 35,700 円
- ハ 入院 8 日未満 33,700 円
- ニ 入院 8 日以上 35,700 円
- ホ 同月に通院と入院をした場合 35,700 円

（第 11 条関係）

3 障害児養育年金に関する事項

（1）新たな臨時接種に係る障害児養育年金の額は、以下の通りとすること。

- イ 別表第 1 に定める 1 級の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者に支給する場合 1,185,600 円
- ロ 別表第 1 に定める 2 級の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者に支給する場合 949,200 円

（第 12 条第 2 項関係）

（2）新たな臨時接種に係る障害児養育年金の額は、別表第 1 に定める障害の状態にある 18 歳未満の者であって厚生労働省令で定めるものに入院又は入所していないものを養育する者に支給する場合は、以下の介護加算額を加算した額とすること。

- イ （1）イの場合 836,200 円
- ロ （1）ロの場合 557,400 円

（第 12 条第 3 項及び第 4 項関係）

4 障害年金に関する事項

（1）新たな臨時接種に係る障害年金の額は、以下の通りとすること。

- イ 別表第 2 に定める 1 級の障害の状態にある 18 歳以上の者に支給する場合 3,793,200 円
- ロ 別表第 2 に定める 2 級の障害の状態にある 18 歳以上の者に支給する場合 3,033,600 円
- ハ 別表第 2 に定める 3 級の障害の状態にある 18 歳以上の者に支給する場合 2,276,400 円

（第 13 条第 2 項関係）

（2）新たな臨時接種に係る障害年金の額は、別表第 2 に定める 1 級又は 2 級の障

害の状態にある者であって厚生労働省令で定めるものに入院又は入所していないものに支給する場合は、以下の介護加算額を加算した額とすること。

イ (1) イの場合 836,200 円

ロ (1) ロの場合 557,400 円

(第 13 条第 3 項及び第 4 項関係)

5 死亡一時金に関する事項

(1) 新たな臨時接種に係る死亡一時金について、給付を受けることができる遺族の範囲は、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。）とすること。（第 17 条第 1 項関係）

(2) 新たな臨時接種に係る死亡一時金について、給付を受けることができる遺族の順位は、以下のイ及びロの順序（イ及びロに掲げる者のうちにあつては、それぞれイ及びロに掲げる順序）とすること。

イ 新たな臨時接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ イに該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(第 17 条第 2 項関係)

(3) 新たな臨時接種に係る死亡一時金の額は、以下の通りとすること。

イ (2) イに掲げる者に支給する場合 33,200,000 円

ロ (2) ロに掲げる者に支給する場合 24,905,000 円

(第 17 条第 4 項関係)

6 葬祭料に関する事項

新たな臨時接種に係る葬祭料の額は、201,000 円とすること。（第 18 条関係）

7 費用負担に関する事項

(1) 新たな臨時接種に係る国及び都道府県の負担は、以下の額について行うこと。

イ 第一の一の 2 の (1) のイの負担については、厚生労働大臣が定める基準によって算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から当該年度において現に要した当該費用に係る第一の一の 2 の (2) の徴収金の額（その額が厚生労働大臣が定める基準によって算定した額に満たないときは、当該基準によって算定した額とする。）を控除した額

ロ 第一の一の 2 の (1) のロの負担については、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

(第 31 条第 2 項関係)

8 新たな臨時接種の事務に係る事項

都道府県知事又は市町村長が処理することとされている、新たな臨時接種に係る公告、記録及び被接種者数の報告の事務は地方自治法の第1号法定受託事務とすること。（第34条関係）

二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正

1 障害児養育年金に関する事項

(1) 新型インフルエンザ予防接種に係る障害児養育年金の額は、以下の通りとすること。

イ 別表に定める1級の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者に支給する場合 1,185,600円

ロ 別表に定める2級の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者に支給する場合 949,200円

（第4条第2項関係）

(2) 新型インフルエンザ予防接種に係る障害児養育年金の額は、別表に定める障害の状態にある18歳未満の者であって厚生労働省令で定めるものに入院又は入所していないものを養育する者に支給する場合は、以下の介護加算額を加算した額とすること。

イ (1)イの場合 836,200円

ロ (1)ロの場合 557,400円

（第4条第3項及び第4項関係）

(3) 障害児について、新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、障害児養育年金の額は、(1)又は(2)により算定した額から障害児養育年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控除して得た額とすること。（第4条第5項関係）

2 障害年金に関する事項

(1) 新型インフルエンザ予防接種に係る障害年金の額は、以下の通りとすること。

イ 別表に定める1級の障害の状態にある18歳以上の者に支給する場合 3,793,200円

ロ 別表に定める2級の障害の状態にある18歳以上の者に支給する場合 3,033,600円

（第5条第2項関係）

(2) 新型インフルエンザ予防接種に係る障害年金の額は、別表に定める障害の状態にある18歳以上の者であって厚生労働省令で定めるものに入院又は入所していないものに支給する場合は、下記の介護加算額を加算した額とすること。

イ (1)イの場合 836,200円

ロ (1)ロの場合 557,400円

(第5条第3項及び第4項関係)

- (3) 新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給される時、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定により福祉手当が支給される時、又は国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4の規定による障害基礎年金が支給される時は、障害年金の額は、(1)又は(2)により算定した額から障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の100分の40に相当する額を控除して得た額とすること。(第5条第5項関係)

3 遺族年金及び遺族一時金に関する事項

- (1) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金について、給付を受けることができる遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。)とし、遺族年金の給付を受けることができる遺族は、遺族年金の支給に代えて遺族一時金の支給を請求することができることとすること。(第8条第1項、第10条第1項及び第3項関係)
- (2) 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、将来に向かって、その子は(1)の子と見なすこととすること。(第8条第2項)
- (3) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金又は遺族一時金について、給付を受けることができる遺族の順位は以下のイからハの順序(イ又はハに掲げる者のうちにあつては、それぞれイ又はハに掲げる順序)とすること。
イ 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
ロ イに該当しない配偶者
ハ イに該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。)
(第8条第3項及び第10条第2項関係)
- (4) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金は10年を限度として支給すること。(第8条第4項関係)
- (5) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金の額は、以下の通りとすること。
イ (3)イに掲げる者に支給する場合 3,320,000円(年額)
ロ (3)ロ又はハに掲げる者に支給する場合 2,490,500円(年額)
(第8条第5項関係)
- (6) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金の額について、予防接種を受けたことにより死亡した者が障害年金の支給を受けたことがあるときは、その支給を受けた期間の区分に応じて調整すること。(第8条第6項関係)

- (7) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金の支給に代えて遺族一時金の支給の請求をした場合においては、(5)及び(6)により算定した額に相当する額に十を乗じて得た額(10)の後段により遺族年金を請求することができる者にあつては、当該額から当該額に厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金が支給されている月数を百二十で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額)とすること。(第10条第4項関係)
- (8) 遺族年金を受けることができる同順位の遺族が2人以上ある場合の各人の遺族年金の額は、調整後の額をその人数で除して得た額とすること。(第8条第7項関係)
- (9) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金を受けることができる同順位の遺族の数に増減を生じたときは、遺族年金の額を改定すること。(第8条第8項関係)
- (10) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族年金を請求することができること。また、遺族年金を受けることができる先順位者の死亡により遺族年金が支給されないこととなった場合において、同順位者がなくて後順位者があるときも、同様とすること。(第8条第9項関係)
- (11) 新型インフルエンザ予防接種に係る遺族年金の支給の請求は、新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病又は障害について医療費、医療手当、障害児養育年金又は障害年金の支給の決定があつた場合には、その死亡の時から2年、それ以外の場合には、その死亡の時から5年を経過したとき(10)の後段の規定による請求により支給する遺族年金にあつては、遺族年金を受けることができる先順位者の死亡の時から2年を経過したとき)は、することができないこと。(第8条第10項関係)
- (12) (8)及び(11)は、遺族一時金についても準用することとすること。(第10条第5項関係)

4 障害児養育年金等の支給期間に関する事項

障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給期間は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月までとすること。(第9条第1項関係)

三 その他

- 1 この政令の施行の日前に支給すべき事由が生じた予防接種法による医療費については、なお従前の例によること。(附則第2条関係)
- 2 改正後の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の規定は、新型インフルエンザ予防接種を受けた者に係る障害児養育年金、障害年金又は遺族年金若しくは遺族一時金について支給決定がされていない者について適用すること。(附則第3条関係)

第三 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令関係

一 予防接種法施行規則の一部改正

- 1 新たな臨時接種を受けた者に交付する予防接種済証の様式を定めたこと。（第4条関係）
- 2 新たな臨時接種に係る死亡一時金の請求について、請求者が新たな臨時接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類の提出を求めることとしたこと。（第11条の9関係）

二 予防接種実施規則の一部改正

予防接種の対象者が乳児又は幼児である場合に行う母子健康手帳の提示について、新たな臨時接種を行う者についても、その提示を求めることとしたこと。（第5条関係）

三 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則の一部改正

- 1 障害児養育年金及び障害年金の請求について、特別児童扶養手当等の支給額や支給期間等を記載した書類の提出を求めることとしたこと。（第3条及び第5条関係）
- 2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令第4条第3項及び第5条第3項に規定する施設を定めたこと。（第4条の2及び第5条の2関係）
- 3 遺族年金を受けることができる者について、遺族年金の支給に代えて遺族一時金の支給を請求することができることとしたこと等に伴い、関係規定について以下の整備を行うこと。
 - (1) 遺族年金又は遺族一時金の請求書の様式を統一し、遺族一時金の支給を請求しようとする者はその旨を記載することとしたこと（第7条第1項関係）
 - (2) 遺族年金又は遺族一時金の請求について、新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時のその者と請求者との生計の関係を明らかにすることができる書類の提出を求めることとしたこと（第7条第2項関係）

第四 施行期日

平成23年10月1日から施行すること。